

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

◆労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要◆

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- ラベル・SDSの要否や記載事項について教えてください
- 新たな化学物質規制に関する資料や義務対象物質のリストはどこで確認できますか
- リスクアセスメントツールの操作で分からないところがあります
- 労働者の意見聴取とは誰に何を聞けばよいですか
- 「管理水準良好事業場の適用除外」や「特殊健康診断の実施頻度の緩和」要件について教えてください



050-5577-4862

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

- *相談は無料ですが、通話料がかかります。
- *相談窓口開設期間は令和6年4月1日～令和7年3月18日までとなります。
- *メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。



令和6年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門